

「長野県森林づくり県民税(森林税)」

のあらまし



1 森林税導入によるこれまでの取組

長野県は県土の約8割を森林が占める森林県です。民有林（国有林を除く森林）の約5割は戦後植えられた人工林で、健全な森林を育成するための喫緊の課題である「間伐」を実施すべき森林が251,400ha（平成17年度当時）存在し、これまで間伐を重点的に推進してきました。

一方、長野県の森林は零細な個人有林が多く（農林業センサス2010）、その大部分が集落周辺の身近な森林である「里山」に分散的に存在しているため、過疎化や世代交代等による所有者の不在村化、境界の不明瞭といった問題によって、里山の整備が進みにくい状況になっています。

平成18年には、手入れが行き届いていない里山の山腹崩壊により甚大な災害が発生し、私たちの安全・安心な暮らしを守るために、身近な里山の手入れの必要性が指摘されました。

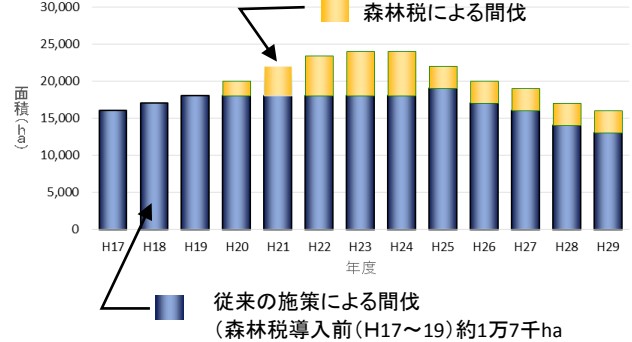


平成18年に発生した災害

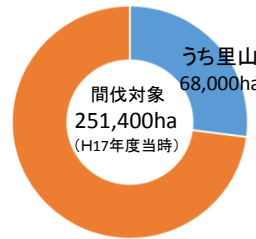
こうしたことを背景に、平成20年度から森林税を導入し、従来の施策では整備が進みなかった里山（68,000ha）について、森林所有者の負担を軽減する新たな方法で間伐を進めています。

※農林業センサスによる林家：1ha以上の森林を保有する世帯

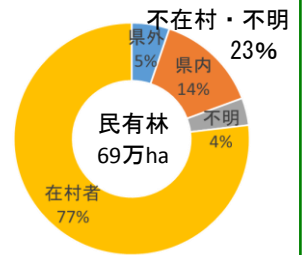
【間伐計画】



【間伐対象面積】



【不在村森林所有者の状況】



【農林業センサス2010による林家数※】

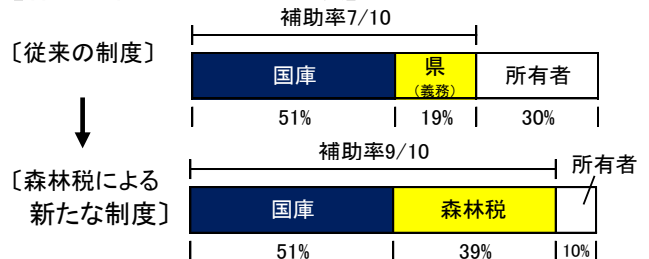
◎保有山林5ha以下の林家数

25,492戸
(全国4位)

◎保有山林5ha以下の林家が保有する森林の割合

全国27%
長野県37%

【森林整備のための補助制度】



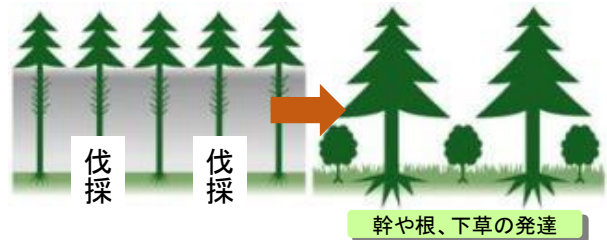
注) 国庫補助の対象とならない場合は9/10全額を森林税で対応

2 間伐とは？

間伐とは、混み合っ暗くなった森林の一部を繰り返し間引く伐採をして、森林の中に光を入れて残した木の幹や根を成長させ、下草などを発達させる作業のことです。これにより、根や幹が発達した災害に強い森林になり、森林の大切な役割が十分に発揮されます。



【間伐を実施していない森林】



【適正な間伐を実施した森林】

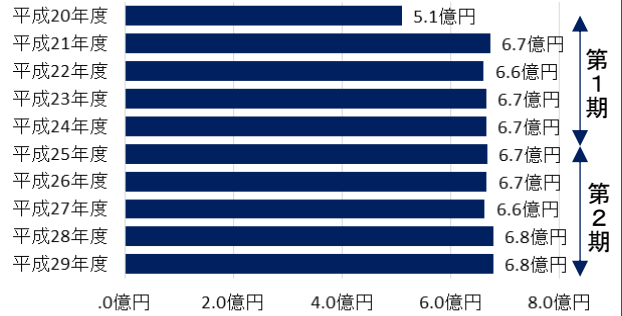
3 森林税の仕組み

森林税は、県内にお住まいの方などに、平成20年度から平成34年度までの15年間、毎年、個人500円／年、法人均等割額の5%相当額を納めていただいています。

森林税は、「長野県森林づくり県民税基金」に積み立てられ、森林づくりに活用されるよう、適切に管理されています。

なお、森林税は5年間で1期とし、平成20年度から24年度までを第1期、平成25年度から29年度までを第2期、平成30年度から34年度までを第3期としています。

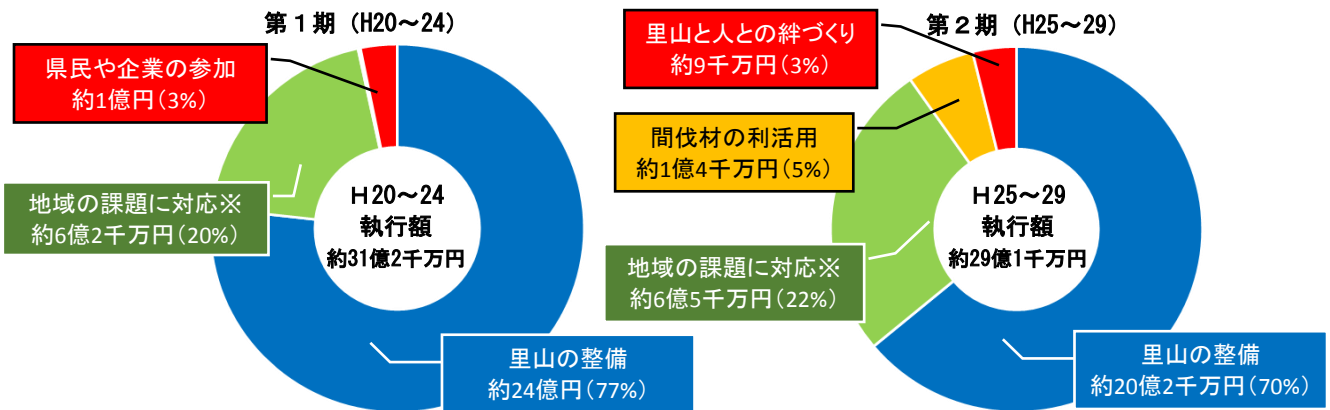
税収の推移



4 森林税の使い道(第1期、第2期)

森林税は、手入れの遅れた里山の整備を中心に、森林づくりに活用しています。

第2期への移行時に「間伐材の利活用」に用途を拡大し、森林資源を活用して地域が持続的な活動へと発展する取組への支援を行っています。



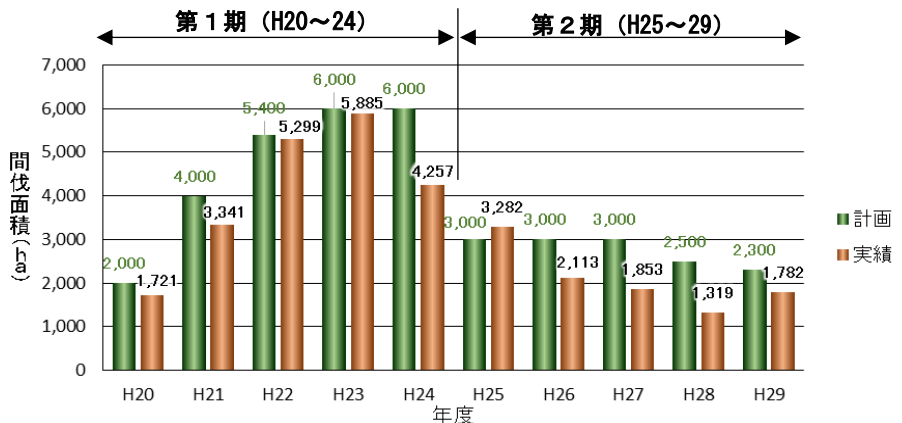
※森林づくり推進支援金（市町村が地域の課題に応じて行うきめ細やかな森林づくりの取組）

森林税の成果と課題(第1期・第2期)

1 里山等の森林づくりの推進

●平成20~29年度の10年間に、手入れの遅れている里山の間伐を30,852ha行いました。

【森林税による間伐の目標と実績】



単位: ha

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 計画 | 2,000 | 4,000 | 5,400 | 6,000 | 6,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 2,500 | 2,300 | 37,200 |
| 実績 | 1,721 | 3,341 | 5,299 | 5,885 | 4,257 | 3,282 | 2,113 | 1,853 | 1,319 | 1,782 | 30,852 |



●地域が主体的に行う里山の整備計画の樹立や森林所有者の同意取得の取組が進みました。



●景観整備や松くい虫対策などの地域特有の課題に応じた市町村の取組が進みました。(森林づくり推進支援)



●市町村が水源林等の公的管理を行う場合の林地の取得が行われました。



これまで進みにくかった里山の間伐等に一定の成果が上がった一方で、残された里山は、所有規模がより零細で分散的である等、条件の難しい箇所が多くなっています。加えて、国の制度変更により小規模な森林の整備が進みにくくなったことの影響もあり、目標どおりに間伐が進んでいない状況が課題として残りましたこの結果、納めていただいた森林税の一部が基金残額として残っています。今後は、市町村や地域住民の方の参加を得て、整備が必要な場所をより効率的に整備していくことが求められています。

(参考) H20~29年度の税収と支出額

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-------|--------|--------|
| 税収等総額 | 65.5億円 | H20~29 |
| 支出総額 | 60.3億円 | // |
| 残額 | 5.2億円 | H29年度末 |

2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進

●伐採された里山の間伐材の搬出や資源の有効利用を図るための先進的な取組が始まっています。



●間伐を進める技術者や総合的な視野で森林・林業を指揮できる人材を育成しています。



森林税での取組事例

【主な実績】

| 区分 | 実績 |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 間伐材の搬出 | 16,902m ³ (H25~29) |
| 信州の木を活用したモデル的な取組 ^{※1} | 30地区 (H25~29) |
| 間伐を進める技術者集団の育成 | 23団体 (H29年度末) |
| 森林・林業を指揮できる人材 ^{※2} | 30名 (H29年度末) |

※1 信州の木活用モデル地域支援事業

※2 信州フォレストコンダクター

森林税による取組を通じて、商店街のベンチや薪等の身近な用途に間伐材等の木材を活用する地域ぐるみの取組が進むとともに、地域の森林・林業を支える人材が育ち、間伐材の利用の取組が始まっています。

また、第2期からは新たに、森林税で整備した箇所の間伐材の搬出経費を支援対象としました。今後は、さらに間伐材等の搬出を進めていくための人材育成や環境整備、木材の利活用を進め、森林や木材を県民に身近に感じてもらうための取組が求められています。

3 里山と人との絆づくりを進める取組の推進

●企業等の社会貢献活動による森林づくりや、子供たちが身近な木材に親しむための「木育」活動を支援しています。



●里山整備活動を担う地域リーダーの育成を通じ、地域による主体的な里山の利活用に向けた条件整備を進めています。



森林税での取組事例

【主な実績】

| 区分 | 実績 |
|-----------------|-------------------|
| 企業の森林づくり(森林の里親) | 129件 (H29年度末) |
| 木育活動実施市町村 | 76市町村 (H29年度末) |
| 里山整備リーダーの育成 | 28地区 (H27~29) |

上記のほか、森林税に関する広報活動や森林税の効果を検証するための県民会議を開催しています。

森林税による取組を通じて、多様な方々が参加する里山の整備や里山資源を活用した取組が始まっています。今後は、里山と人との関係を再生し、地域が自立かつ持続的に里山を利用しながら育てていく体制づくりを進めていくことが求められています。



平成30年度以降の森林税についての検討経過



平成29年度に、第2期森林税の課税期間の最終年度を迎えるに当たり、「みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議」や「長野県地方税制研究会」等において森林税の効果の検証や今後のあり方等について議論するとともに、市町村や県民の皆様から様々な形でご意見をいただきました。その経過や主な内容についてご紹介します。

みんなで支える森林づくり県民会議

- ・「長野県森林づくり県民税に関する提言」（平成29年9月4日）を提出。
- ・森林税の継続を強く要望するとともに、用途についても「長野県らしい森林づくりへの転換」を期待。
【事業の仕組みに関する提案】 ①理解と関心を高める情報発信、②コンプライアンスの確立、③情勢変化への柔軟な対応、
【用途に対する提案】 ④里山整備の重点化、⑤搬出間伐を本格化、⑥長野県らしい暮らし方を実感できる「県産材の活用」、
⑦里山の多様性を引き出せる人材の育成、⑧多様な県民ニーズへの対応、⑨「森林づくり推進支援金」の継続と説明責任、⑩基金残高の積極的な活用

長野県地方税制研究会

- ・「長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題」（平成29年9月4日）を提出。
- ・森林税の継続の税については判断せず、継続する場合の克服すべき問題点等を指摘。
【第3期(継続する場合)に向けた注意点及び克服すべき問題点】
①「継続」ではなく「ゼロベースでの再検討」と、情報開示の徹底
②切捨間伐から搬出間伐への重点シフト(第2期の前提条件)の確実な履行
③基金残高の「合理的な」解消と県民への説明 → 事業規模拡大と税率引き下げの両面から要検討
④国庫補助事業「裏負担」問題の解消 ⑤森林税の「既得権」化問題の打破
⑥森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善

森林税アンケート調査結果

- ・県民、企業を対象に、平成29年6～7月にアンケート調査を実施。
- ・7割以上の県民・企業の皆様が継続に賛成。
- ・「新しい取組内容を加えて継続」という回答が全体の4割超
- ・新たに税を活用すべき取組として、「地域で必要とされる幅広い森林整備への支援」、「身近な場所の森や緑の整備」などに期待。

市町村・市町村議会

- ・市町村における森林づくりが促進されるよう、森林税の継続と柔軟かつ効果的な活用を要望。(平成29年5月 市長会要望)(平成29年5月 町村会要望)
- ・森林税を活用すべき取組として、「観光地の景観整備」「木材の利用」などに期待。(平成29年6～8月 市町村・市町村議会へのアンケート結果)

「基本方針(案)」の公表

- ・これらの貴重なご意見を集約した上で、「今後の森林づくりの方向性」と「今後の森林税のあり方についての検討」についてまとめた『長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)』を、平成29年9月21日に公表し、この案についてのご意見を県民の皆様からいただくこととしました。

◆今後の森林づくりの方向性◆ …今後県として積極的に進めていく必要がある事業を以下のとおり整理

- ①「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備
- ②自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用
- ③森林づくりに関わる人材の育成
- ④多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用
- ⑤市町村に対する財政調整的視点での支援

◆今後の森林税のあり方についての検討◆

- ・県の財政状況等を勘案し、平成30年度以降の森林税の課税期間、税率及び実施内容等について、継続しない場合も含めた4つのケースを設定。
- ・それぞれのケースにおいて、上記の「積極的に進めていく必要がある事業」の実施可能性を検討した結果、森林税を平成30年度から5年間継続し、課税方法については第2期までと同様とすることが適当であると結論。

この「基本方針（案）」について、パブリックコメント及び県民説明会等を実施し、広く県民の皆様からのご意見を募りました。

パブリックコメント（平成29年9月21日～10月25日）

意見提出者数 計135名のうち

- ・継続に賛成または継続を前提としてご意見をいただいた方： 117名
- ・継続に反対の意思を表明された方： 9名
- ・ご質問やご意見をお寄せいただいた方： 9名

県民説明会（平成29年10月21日～10月18日）

- ・県内4会場で県民説明会を開催し、計約280名の方にご参加いただきました。

「基本方針」の決定、公表

このような経過を経て、最終的に森林税を5年間継続する形で取りまとめた「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」を決定し、平成29年11月16日に公表しました。

なお、基本方針の内容や検討経過の詳細、いただいたご意見等については長野県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminzei/kihonhoushin.html>



その他森林税を巡る動向



◆国の施策の動向：「新たな森林管理システム」及び森林環境譲与税（仮称）について◆

- ・林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るための「新たな森林管理システム」を構築するため、「森林経営管理法」が平成30年6月1日に公布され、平成31年4月1日に施行されることとなりました。
- ・また、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされています。このうち、森林環境税（仮称）は平成36年度から課税し、税額は年額1,000円とする一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、「新たな森林管理システム」の施行と併せ、森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県に対する譲与は平成31年度から始まることとなりました。
- ・森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の用途については、以下のとおり示されています。
 - 【市町村】間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」
 - 【都道府県】「森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用」
- ・森林環境税（仮称）と各府県の既存の森林税との関係について、国では以下の見解を示しています。
 - 「森林環境税（仮称）の課税は平成36年度からとなるが、この間に各府県が実施している全ての超過課税がその期限または見直し時期を迎えることになるので、関係府県においては、森林環境税（仮称）を前提とした自らの超過課税のあり方を議論いただきたい」
 - 「森林環境税と府県の超過課税がそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用されるよう、情報提供や意見交換を行う」

◆大北森林組合等による補助金不適正受給事案について◆

- ・大北森林組合等による補助金不適正受給事案では、一部の事業に森林税（平成20年度から25年度で約2億2千5百万円）を財源としていました。県では大北森林組合等に対し、可能な限り補助金返還請求を行うとともに、再発防止に向けた職員の意識改革、森林整備事業の運用改善などの取組を行っています。

以上のような状況を踏まえ、森林づくり県民税を活用した里山の整備等を適正かつ有効に進めていきます。森林づくり県民税に関わる取組状況等については、長野県ホームページ等で紹介しています。

【お問い合わせ】 長野県林務部森林政策課 企画係
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL：026-235-7261、FAX026-234-0330、
E-mail:rinsei@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州